

岩手県告示第 462 号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条の規定により、医療扶助のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成 19 年 6 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
ワカバ薬局	盛岡市材木町 6 番 15 号	平成 19 年 5 月 1 日
ワカバ薬局都南店	盛岡市三本柳 11 地割 12 番地 1	〃
パーク薬局	岩手郡滝沢村鶴飼字中鶴飼 80 番	〃
キリン薬局	岩手郡滝沢村滝沢字穴口 377 番地 1	〃
山口クリニック	〃	平成 19 年 3 月 1 日
岩手県立二戸病院附属九戸地域診療センター	九戸郡九戸村大字伊保内第 7 地割 35 番地 1	平成 19 年 4 月 1 日